

平成 2 8 年 度 事 業 計 画 書

当協会は、滋賀県から交付される市町村振興宝くじ、新市町村振興宝くじの収益金を受け入れ、定款の目的に沿った、市町の健全な発展を図る諸事業を実施し、もって住民福祉の増進を図っていきます。

1. 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業に対する資金として、市町に対し貸付を行う。

- ・貸付枠 11億円
- ・貸付利率 貸付実行日における財政融資資金の貸付利率を基準とし、当該の貸付利率から0.3%を減じた後の利率で理事長が定める。
- ・償還期間 5年（うち据置期間1年）、10年（うち据置期間2年）
12年（うち据置期間2年）、15年（うち据置期間3年）
- ・償還方法 半年賦元金均等償還及び半年賦元利均等償還

2. 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

（1）オータムジャンボ宝くじ交付金交付事業

オータムジャンボ宝くじの収益金に係る滋賀県からの交付金を、市町が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として市町に交付する。

（2）サマージャンボ宝くじ交付金交付事業

市町を取り巻く厳しい財政状況等に対応するため、サマージャンボ宝くじの収益金に係る滋賀県からの交付金の80%相当額を、市町が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として市町に交付する。

3. 市町職員等に対する研修助成事業（定款第4条第1項第3号）

（1）滋賀県市町村職員研修センター研修助成事業

県内市町全体で効率的、効果的な職員研修を行うため、一部事務組合である滋賀県市町村職員研修センターが実施する市町職員研修事業へ助成する。

（2）地方自治4団体が行う研修助成事業

滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀県市議会議長会及び滋賀県町村議会議長会が行う地方自治の振興及び住民福祉の増進を図るための調査研究や市町職員・市町議員の人材育成に係る研修事業に対して助成する。

(3) 県と市町が行う研修助成事業

県内における地方自治の振興及び住民福祉の増進を図るための調査研究を行うため市町公会計担当職員実務研修会、県と市町との情報交換・交流の場におけるセミナーに対して助成する。

4. 地域に密着した社会貢献活動に取り組んでいる団体等の表彰事業

(定款第4条第1項第4号)

県内において地域に密着した社会貢献活動に取り組んでいる団体等を表彰することにより、協働のまちづくりへの意識を高め、まちの活性化に寄与することを目的とし、また、この被表彰団体等の取り組み事例を広く紹介し、併せて当協会事業をPRする。

5. 琵琶湖の市町境界設定に伴い増額となる地方交付税のうち、琵琶湖の総合保全に資する事業を行うためのものとして市が拠出した資金を原資とする当該事業

(定款第4条第1項第5号)

琵琶湖の総合保全を図る目的で、県内の市町が取り組む事業を支援する。